

【機密性2】

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 令和2年10月1日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 安藤 範 樹 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 朝倉 静 香 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 山田 明日香 （千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官 坂室 晃 平 （千葉地方検察庁検事）
検察官 初沢 怜 以 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 坂口 靖 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 石川 さやか （千葉県弁護士会所属）

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 5 番 裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 7 番 裁判員経験者
- 8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

【機密性 2】

(別 紙)

【司会者】

それでは、これより裁判員経験者の方を交えました意見交換会を行いたいと思います。本日は、皆様、まだコロナ感染の心配の中、お仕事や御家庭など様々なことの御都合をつけていただき、御参加いただきまして誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私はこの裁判所の刑事 2 部というところで裁判長を務めております安藤範樹と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速、意見交換会を始めたいと思います。今日お集まりいただきました皆様については、それぞれ御担当いただきましたのが、外国人の被告人の裁判であり、覚醒剤を密輸したということが問題となっている事件です。法廷の審理におきましては、通訳人を入れて審理が行われておりました。そこで、我々の問題意識といたしましては、通訳人を入れて、また、外国人を裁判するという点について、皆様に御経験いただいたところで、何か難しくお感じになったことはないか、あるいはもっとこうしたら法廷での確かな心証などを認定できたのではないかというようなことがございましたら、御意見を伺いたいと思ひ、企画したものでございます。

とはいえ、いきなり核心的なところからお話というのは難しいかと思ひますので、それぞれ自己紹介を兼ねて、御担当いただきました事件のことや、もし印象などがありましたら、簡単にお伺ひしたいと思います。1 番の方から順番に、どんな事件を御担当されて、事件を担当された感想ですとか、こういったところが問題であったと思われるような視点がございましたら、簡単に御紹介いただけますでしょうか。では、1 番の方、まずお願ひいたします。

【1 番】

私が裁判員を担当したものとしては、先ほどの話にあったとおり、覚醒剤密輸の件で、問題になったのが、違法薬物を運んできて、認識があったか否かという点でした。結果としては、証拠の点から違法薬物を運んでいるだろうという、推測にはなるのですが、そういった結果になって有罪となっていました。

【機密性2】

通訳人等に関しても非常にスムーズで、主語述語その他の、誰がどうだったということをしつかりと全部話してくれて、事実関係等の理解のしやすさがスムーズに進んでいたのではないかと思います。

難しさという点に関しては、証拠に関して、LINE等のやり取りがあったのですが、それに対して1行1行、ピックアップはしていると思いますが、1行1行に対して、このときどうでしたかということを知っているという点があったりするので、そういったところの心証が分かるのか、例えば被告人の中で当時のことを振り返って矛盾が起きているかなという判断が非常にしづらいという点が、受けていて難しいなという印象がありました。

【司会者】

ありがとうございます。2番の方も同じ覚醒剤の密輸ということで、1番の方の担当された事件との間では共犯者の関係になる事件ということのようですね。では、お願いします。

【2番】

私が担当した事件は、被告人が知っていたかどうかというところが問題になったわけですが、最終的には知っていたのだろうということで判断したと思います。

もともと外国人との接点がすごく少ないところがあるし、特にこの被告人の表情が分かりづらい、どういうふうに思っているのかが分かりづらいというところもあったので、なおさら、ちょっと難しいなと感じました。

通訳も、本人の発言などはっきりしないところがあったので、聞き逃したりというところがあって、もう少しそういった点がスムーズにできたら、もっといろいろ分かりやすかったかなとは感じました。

【司会者】

ありがとうございます。では、続いて3番の方、お願いできますでしょうか。

【3番】

私が参加させていただいた事件は、被告人が60代の女性の方に、いわゆる国際

【機密性 2】

ロマンス詐欺のような感じで、成功したら結婚して一緒に暮らそうというように言っていたという内容です。被告人は薬物を運ばされていたとは知らなかったと無罪を主張していて、まず、有罪か無罪かということ判断しなければいけないということで、未必の故意が成立するかどうかというところが議論の上で大きなポイントになっていました。

被告人が涙ながらに情に訴えて、本当に知らなかったんだというようなことを述べる場面が結構長くて、こちらもそれで感情を動かされたりしましたが、情に流されて冷静さを欠いてはいけないなとちょっと思いながら臨んでいました。

メッセージのやり取りなどが結構膨大な資料として出されていて、それを精査するのに、量が膨大だったので、かなり時間が掛かったということと、突然脈絡もない会話などが出てきて、これがどうでもいいことなのか、事件に関係することなのか、直ちに判断がつきにくいところなどもあって、協議の際に時間が掛かったという印象はあります。

【司会者】

ありがとうございました。それでは、4番の方、お願いできますでしょうか。

【4番】

私が担当した事件は、被告人が自ら自国から別の国に渡航して、その渡航先でスーツケースを受け取って、自国経由で日本に持ち込んだ、それに伴って税関職員がスーツケースの内容物を発見したという事件です。

内容物というのは覚醒剤なのですが、持ち込んだスーツケースの中に覚醒剤を含む違法薬物が隠されていたかどうか、これを認識していたかどうかということが主たる争点となりました。

外国人の関わった事件ということ当初は知らずに、日本人が起こした事件を担当するのだろうと最初は思っていました。通訳人を介して主張等をしていましたが、中立の立場で臨もうと当初から思っていたものの、通訳人を介したそのままの内容を理解していいのか、認識していいのかというところで非常に悩んだところがあり

【機密性 2】

ました。

あとは、実際に覚醒剤も見ることがありましたが、実際にこういうことが世の中では起きているのだなということを改めて認識させられました。

【司会者】

ありがとうございます。では、次に5番の方、お願いできますでしょうか。

【5番】

私が担当した覚醒剤の密輸事件はすごく雑というか、密輸する割には雑に持って来るのだなという印象を受けました。テレビなどで見ているともっと慎重なイメージがあったので、割と雑だなということと、あと、ものすごく密輸事件が多いということを知ってびっくりしました。

【司会者】

ありがとうございます。では、6番の方、お願いいたします。

【6番】

私は5番の方と一緒に裁判員をやらせていただいたのですが、この事件はハンガリー国籍の方で、あまりなじみのないハンガリー語を被告人が話していきまして、通訳の方もいるのですが、やはり時差といいますか、声を荒らげて言っている、おとなしい印象の言葉に受け取ってしまうことがありました。

あと、ハンガリーという国自体が日本と関わりが薄いというか、私もあまり知らないところもあったので、どういう社会背景であるのか、経済状況の違いなどもあまり分からなかったのが、被告人がどういう動機を持ってこういった形になってしまったのかというところが、まず最初、捉えることが難しかったです。ただ、いろいろ資料も入れていただいていたので、それをもとに確認しながら理解はできていました。

難しかったところは、やはり言葉のところ、全く言っていることが分からないということがあったので、被告人が言っていることがすぐに感情のままに伝われば、もう少し分かりやすかったのかなというのはやってみて思いました。

【機密性 2】

【司会者】

ありがとうございます。では、7番の方、お願いいたします。

【7番】

私が担当した事件は、投資をしたお金の回収のためにスーツケースを運んでくれということで、その中に麻薬が入っていたというものです。被告人は非常に高齢で、投資した金額がすごい金額なのですが、その金額と風貌がすごく反しているというか、高額な投資をするような風貌ではありませんでした。裁判の中で検察官がいろいろ取調べ資料などを説明してくれるのですが、取り調べた資料の中に結構違うという指摘が何回かありました。評議のときに裁判長や裁判員の方といろいろ議論をしたのですが、ちょっと辻褄が合わないよねとか、そういったことが多々ありまして、結局、何回もよく見たら、やはりあのときにすごく反応したから、ここは確かに事実として認めていいのではないかとか、そういった議論は何回かした記憶があって、そこが私としてはすごく印象が強いところです。

【司会者】

どうもありがとうございます。では、8番の方、お願いいたします。

【8番】

私が担当した事件は、被告人が、見ず知らずの方からいきなりメッセージが来て、結局、最終的に日本に覚醒剤を持ち込んでしまうのですが、3か月以上すべてメッセージのやり取りで、その資料なども多くて、その後にも背景がいろいろ変わっていったりするんで、それを通訳人を介してするのですが、なかなか理解ができなかったり、普段の生活ではないような背景のことが多かったです。非常に評議に時間が掛かりました。

最終的には、持ち込んだ覚醒剤の量が多かったということもあって、有罪になってしまうのですが、裁判の中で弁護人と被告人との間であまりコミュニケーションがうまくされていない部分があって、弁護人がうまく進まないなという雰囲気表情をされていたのが少し印象的でした。やはり、裁判員として公平な立場で判断し

【機密性 2】

なければいけないと思ったのですが、検察官は、弁護士とは逆に、とてもテキパキとされていたので、いろんな状況や条件を考慮して、評議をするのがすごく難しかったです。

【司会者】

8番の方の事件は、覚醒剤取締法違反については無罪という判断をした事件でしたね。ありがとうございます。

改めて皆様からお話を伺って、よく事件のことを覚えておられるということ、あとは、未必の故意といった、普通には使わない、法律の専門家でなければ出てこないようなことを覚えていらして、皆様に本当に一生懸命真摯に裁判に向き合っていたのだなと、こういった皆様に支えられていたのだなということを改めて感じました。本当にありがとうございます。

ここで幾つか皆様から出てきた問題は、メールやメッセージがすごく膨大で大変だったというお話であったり、あるいは被告人がいろいろ自分の国の言葉で一生懸命語っているにも関わらず、通訳人を入れてしまうことによって、通訳人は淡々と通訳してしまうので、言ったことが一旦途切れるような感じがあって、非常に表情であるとか、あるいは声を荒らげたものがそのまま丁寧な言葉になったりすることで、少し伝わりにくいところがあるのではないかというような御指摘もあったかと思います。また、その被告人の国の文化といいますか、その国のことなどが分からないことで正しくいろんなことが理解できたのかというようなことを疑問に思っている方もいたように伺いました。

幾つかこのような点について、例えば、一生懸命被告人がしゃべっているけれども、通訳人を入れると、どうしても通訳人も一生懸命同じような表情で通訳するわけではないので、ちょっと途切れる感じがあるというようなことはあるかと思います。そこで、こういったことによって今一つ被告人の言っていることや気持ちが伝わりにくかったのかなというようなこと、そういった問題意識や感想をお持ちの方がいらっしゃいましたら、もう少し詳しくお話を聞かせていただきたいと思います。

【機密性 2】

いかがでしょうか。

2番の方や4番の方、それから、6番の方もそのようなことをおっしゃっていたかなと思ったのですが、いかがでしょうか。6番の方、非常に怒っているような話を聞いていたのに、通訳人が入って丁寧な言葉になってしまったと、そこが伝わりにくかったのではないかというようなことをお話しになりましたが、やはり被告人の本当の気持ちや、被告人の言いたいことなどが伝わりにくいというところがありましたでしょうか。

【6番】

裁判長が、通訳人も、ハンガリー語で通訳を行って裁判をするということがあまりないということをおっしゃっていました。そうすると、専門用語のような難しい言葉を被告人に投げかけるとか、そういったときに、どういった言葉に直したらいいのかというような、少し戸惑っている場面もありました。それがちゃんと伝わったのかなと思うところもありましたし、被告人が勢いに任せて家族のことや国のことなどを言ったときに、普通の言葉というか、そういった形で伝えられたときにそういったことを言っているのかなということが、何回かあったので、多分内容は合っていると思いますが、生の言葉というか、そういった意見も瞬時に分かるようになるといいのかなと感じていました。

【司会者】

そこは、仮に日本語であったり、日本人の話であったときには、やはり感じるものの、伝わるものというのは違ってくるのでしょうか。仮定の話で難しいとは思いますが、いかがでしょうか。

【6番】

確かこの方は子供が多かったので、その背景をもとに、やはりお金に苦労してこういった仕事に手を出してしまったのかなということも見ては取れるのですが、日本の中でいうと、どれくらい稼いだらどれくらい暮らせるとか、そういうことが大体分かりますが、ハンガリーだと幾ら稼いだらどれくらい過ごせるか、それがすご

【機密性 2】

い危険を負ってまで手を出す仕事なのかということが、最初はつかみにくかったです。

【司会者】

ありがとうございます。同じ事件を担当された5番の方はいかがでしょうか。

【5番】

ハンガリーという国になじみがないので、どういう背景があったのか、生活レベルや経済の状況などがどうなっているかが分かりづらく、被告人がどんな気持ちでそういったことに手を出してしまったのかが分かりづらかったです。

【司会者】

やはり、被告人の国のことや生活の背景のようなことが分かると、もっと分かったというようなどころがあるということでしょうか。

先ほど、4番の方も通訳人を介したことの問題点を指摘されていたのでお話を伺いたいと思いますが、やはり通訳人が通訳をすることによって、日本人と違って伝わりにくいようなところはありますでしょうか。また、あるとしたら、それはどうしたらいいのか、また、特に伝わりにくかったのはこういったところだというところがありましたら、お話しいただけますでしょうか。

【4番】

通訳人を介して我々は理解するわけですが、確かに日本語も、同じ内容を言うにしても、ものすごくいろんな言い方があると思います。表現方法も変わることで捉え方も変わります。一方で、日本語から他言語、また反対に、他言語から日本語に翻訳した場合には、非常に難しいということが実体験で何回かあります。

実際、裁判の中では、スーツケースの中に品物が入っていたかどうかということも確かにあるのですが、認識していたかどうかというところで議論が詰まったときに、被告人の回答に対して、通訳人が聞き返している、また反対に、通訳人が話していることを被告人が聞き返している、こういった場面が何か所か見受けられたことが非常に印象に残っています。ですので、どうしたらいいのかという判断になる

【機密性 2】

かどうかは分かりませんが、できることであれば、手話通訳人が複数人で交替して通訳している場面をテレビでよく見ますが、裁判でも通訳人を複数人にするのはできないのだろうか、一つの事件に対して一人の担当ということであれば無理なのでしょうが、複数人にするのは可能であるのかということをお聞きしたいところでもあります。

【司会者】

ありがとうございます。2番の方も、先ほど表情が分かりづらかったというようなお話をされていまして、もう少し詳しくお話を伺えますでしょうか。

【2番】

今までのお話にも出てきていますが、同じ言葉でもやはりどういった気持ちで言っているのか、日本語であれば何となく感じるころはあるのですが、通訳人が入っていると感じ方が全く違ってきます。それに、被告人があまり表情を変えない方だったので、なおさら分からなかったなと思いました。少しでも、声を荒らげたりとか、そういったところがあれば、怒っているなということが分かるのですが、それすらなかったものですから、非常に通訳人の通訳が理解しづらかったです。

【司会者】

ありがとうございます。その方の個性というところもあるのかもしれませんが、やはりどうしても外国語を日本語に訳すとなると、本当に微妙なニュアンスまで伝わっているのかどうか、あるいはその人となりやその国のことなどが分からないと、少し分かりづらい部分があるのかどうかと思うところです。

日本人の場合、我々はその点について多くのことを考えなくてもずっと入っているケースが多いと思うのですが、そういったところでもっと裁判を受けている方のことや、その国のこと、生活のことが分かった方が良かったのではないかというような観点ではいかがでしょうか。何か感じるころがあれば、御意見を伺わせていただけますでしょうか。

先ほど、1番の方はLINEのやり取りの量で結構大変だったというところをお

【機密性2】

話いただきましたが、それは外国人がやり取りしているから分かりにくかったというところはなかったのでしょうか。

【1番】

量も多かったし、内容という点もありましたが、根本的なところは、あつたろうというような部分を判断するには、ある種、これは常識に則って恐らくこうだろうと考えられるかなというところを考えると、相手の考え方などが、国民性や、向こうの国の常識と自分たちの常識というところで、あと、日本人がこれをやったら、そうだねとなるところが、外国人だと、それが国として当たり前の考え方であれば、まあそうともいえないしというところは判断に悩みました。それを見ていく上で証拠の一つとしてLINE等のメッセージのやり取りというものがあって、やり取りにしても、ビジネス文書などであれば明確に書いているから分かるのですが、LINEだとほぼ会話に近いものというところから、量的なものもあってできないし、会話していて、そのことをいちいち考えて書くというのは、LINEなどのアプリとかの使い方ではないと思うので、そういったところから心情などの読み取りというのは難しいし、本当にそう考えてやってきたのかということも分からないですし、そういった点から、LINEなどは結構、メッセージのやり取りの証拠の確認が難しかったと考えていました。

【司会者】

ありがとうございます。裁判所側からいろいろ問題意識を持って、それぞれ問題点として指摘されたことを伺ったのですが、検察官、弁護士から既に出たようなテーマについて、裁判員経験者の方にお尋ねになりたいところはいかがでしょうか。

今出てきたLINEやメッセージの扱いについては、こういった事件では結構出てくるものがあって、それぞれ、検察官におかれても、弁護士におかれても、その取扱いに非常に苦慮されているのではないかと窺われます。実際、もともとの量はかなりの量であつたりするので、捜査の過程でそれを精査されるのは大変でしょうし、裁判員の方に見ていただくということで、どの範囲をどのように見ていただく

【機密性 2】

かということについて、それぞれ非常に悩ましい問題があるのではないのかなと思います。

特に外国人ということになると、翻訳もして、かつ、うまくニュアンスが伝わっているか、仮に文化的背景のようなものが絡んでいたときに、このやり取りにどういった意味があるのかということが問題になるような場面があるのかどうかなど、いろんなことを考えなければいけないということがあると思いますが、そういった点で御苦労されていること、あるいは裁判員の方にお尋ねになりたいことなど、いかがでしょうか。では、検察官お願いします。

【坂室検察官】

メッセージの扱いについては、実際、検察官もかなり苦労しているところです。皆様にお出ししているのは、恐らくほんのごく一部で、検察官の手元にあるメッセージはもっと大量にあって、それをかなり絞り込んだ上でお出ししているという現状だと思います。それでもやはりかなり量が多いという御意見は、皆様からだけではなく、他の事案でも耳にはしております。

ただ、検察官としては、そういった問題意識を持ってはいるものの、絞り込み過ぎて、重要なメッセージの前後の脈絡が少し伝わりにくくなると、かえって分かりにくくなるのではないかと、そういった懸念があります。極力絞り込みつつ、重要なメールの前後の文脈も正確に伝わるように考えながらまとめているというのが現状です。パワーポイントでその場で映した上で検察官が口頭で読み上げる形で説明をしていることが大半かと思いますが、事案によっては、一部、これは重要というメッセージを紙で皆様にお配りして、法廷を出た後も見ていただけるような形で準備することを検討しているものもありまして、実際、そういった対応を取ったこともあります。

事案によりけりだと思いますが、検察官がそういった大事なメッセージを紙で皆様にお配りして、後で確認できるような形で対応すると、なにがしか皆様の理解の手助けになるかどうかという点をお伺いしたいと思います。

【機密性 2】

【司会者】

先ほど3番の方もメッセージで苦勞されたというようなお話をされていましたが、もう少し詳しくお伺いできますでしょうか。法廷でメッセージが証拠として出たとき、その段階で、こういったことのやり取りであろうというような心証を取れるのでしょうか。

【3番】

法廷でメッセージを読み上げていただいているときには、大体こういったことを言っているのだろうという理解はできるのですが、膨大な量を翻訳ソフトでそのまま翻訳しているのか、ところどころ文が変になっているかなという部分もあって、これはどういったことなのかということで、一旦中断してしまう場面もありました。それを全部検察官がチェックするというのはすごく大変だと思うので、やむを得ない部分もあるのかなとは思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

正直なところ、量が多いなというようにお感じになった方がいらっしゃいましたら、手を挙げていただけますか。

手を挙げられた方は、量が多くて分かりにくいというようなことはなかったでしょうか。8番の方も手が挙がっていましたが、もう少し法廷で調べられたらよく理解ができたのではないか、その取扱いで、御自身は心証が取れたのかというようなことについてお話を伺えますでしょうか。

【8番】

メールのやり取りが、昼夜問わずずっと続いていたり、間が空いたりであったのですが、それは検察官が必要なところを抜粋しているからそうなったのかもしれないですが、かなりやり取りが多かったです。その中で、被告人が見ず知らずの人からの依頼を受けるまでに、これは怪しいなと思っている部分があったり、被告人の心情も結構出てきていたのですが、結果として、覚醒剤と分からずに持ち込んだと

【機密性 2】

いうことになってはいましたが、関税法違反ということになったと思います。

紙でそのやり取りをずっと見ていくのは結構負担がありました。いろいろと行ったり来たりしたり、あのときのこの言葉は何だったのだろうということで何回も評議したり、今思うと結構大変でした。

【司会者】

ありがとうございます。先ほど検察官から伺いましたが、弁護人も恐らくメールやメッセージの問題について苦勞されていると思います。検察官から出れば、それに対して弁護人はどこまでのものを証拠とするかということ、双方せめぎ合う場なのではないかと思います。また、出されたものに対して、弁護人としては被告人に直接質問をして、それに対して内容も法廷で明らかにしなければいけないというような作業にも支障が出てくる場面であると思います。弁護人から裁判員の方に、メッセージの関係について何かお尋ねになりたいことはありますでしょうか。

【石川弁護士】

今話題に上がっているとおり、検察官が先ほど述べましたが、実際には皆様が御覧になっている以上の何倍ものメッセージがありまして、その中から検察官が必要と思われるところ、また、事件によっては弁護人がこちらに有利だと思っているところを、何とか直前まで調整してということになるわけですが、ただ、どうしても事件を知っている当事者としては、やはりこれも必要かなというようなことになって、結果的に、皆様に御覧いただくときには少し量が多いなということになってしまうのかもしれないと改めて感じました。

お尋ねしたいことといえば、被告人質問、弁護人が被告人に質問する際にメッセージに関するやり取りなどを尋ねたりしている場面が結構あると思いますが、その際、実際のメッセージをパワーポイントあるいは画像などで映すこともあるかもしれませんが、あるいは、それを話題に上げるだけで、実際にメッセージは示していないということもあるかもしれません。皆様の担当された事件の被告人質問でそういった場面があったかどうかは分かりませんが、もしそのような場面があった場合

【機密性 2】

に、ちゃんと実際のメッセージを示した方がやはり分かりやすいのかどうかお尋ねしたいと思います。

理由としては、やはり量が多いため全部お見せするとなると結構大変で、皆様の手元にメッセージの一覧表があるような事件であれば、該当箇所を見るようにお伝えすることができるのですが、全件そういった取扱いになっているわけではなくて、こういった形でやるのが一番皆様の理解にいいのかということでお尋ねいたします。

【司会者】

実際、被告人に対して、あるメッセージについて質問などのやり取りがなされていたのではないかと思います。御自身の御経験などを踏まえて、お話しいただけますでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

【1番】

聞いていて、そこの質問はこの文章でという、その示しはもちろん必要でした。実際、検察官とか、いろいろちゃんと出してくれていたのですが、ただ、やっている最中に大変だったのが、言われたところを自分たちで、自分たちの資料なども含めて探して前後の内容を思い出して把握して、その上で内容を理解してという、この流れが非常に大変だったのではないかなとは考えています。PCなどで検索して、それで前後のところの証言などが仮に記録等で後で見返せるようになっていけば、全部それも、LINEの文章など、量が別に多くても苦にはならないのかもしれないということを考えてみました。

【司会者】

ありがとうございます。そうすると、もともと出ているものが最初にどんな流れでどんなことを言っているのかということが分かった上でこの箇所と言われればすぐに入ってくるけれども、ぱっと言われて、その前後がどうだったのかということを確認しながら聞かないと分からないということだと、なかなか頭に入ってこないということになりますでしょうか。

【1番】

【機密性 2】

あと、すぐにそれが自分で出せばいいのですが、手間取ることがあります。

【司会者】

他の方はいかがでしょうか。LINEのやり取りについて被告人から話を聞くときにすごく大変だったというようなことであったり、よく分かったというようなことであったり、いろんな感想があらうかとは思いますが、何かこの点について、他の方はいかがでしょうか。

特に通訳人を入れた外国人の事件だとどうしても被告人に話を聞くところが審理のメインになりますので、後でまた詳しくお尋ねしようと思っていたのですが、弁護人から話題を出していただきましたので、この機会にとおもいますが、いかがでしょうか。

例えばメールに関して、何月何日のものについて、あなたはこういったメールを送っているのですが、ここに出てくる誰々は誰のことですかとか、これはどういうつもりで送ったのですかとか、そういった質問は恐らくなされているのかなと思いますが、今、何についてやり取りをしているのかとか、被告人は何について答えているのか、どういったことを話しているのかとか、こういったことがすんなり頭に入ってきたのか、それとも、そこのところはどういうことなのかということを理解するのに結構苦労されたのかというところについて、もし御記憶がある方は忌憚のないところをお伺いできればと思います。

勝手な推測ですが、メールの量が多かったとか、大変だったということは、それだけ一生懸命苦労されて分かっていただけたのではないのかなというように思いましたが、7番の方に伺わせていただいてもよろしいでしょうか。

【7番】

私が担当した案件の中では、メールとか、そういった情報は全くなかったのですが、メールが大量にあったときに、どれがキーになるメールであるのか、外国人案件となると、英語で書かれていたりとか他言語で書かれていたりとかすることもあると思うので、そういったところをどういうふうに他の方がやられたのかな、きっ

【機密性2】

と大変だったろうなと思いました。

先ほどメールは全然なかったと言いましたが、確か最初の投資話はメールで来たという話をしていたことを思い出しました。ただ、そのときはそのメールそのものは見せてもらえず、恐らく、被告人もそのメールを日本に来るときにパソコンに入れて持ってきていなかったり、リモートアクセスできなかったりで、その点について証明する証拠はすごく少なかったと思います。メールで投資を持ちかけられたということについては、本人の弁しか裏は取れない状況でした。

【司会者】

ありがとうございます。やはり一般的には情報量が多いということになると、それによって分かるという部分もあるのかもしれませんが、他方で、それを受ける側の負担も当然出てくる。また、情報の持つ意味など、情報を整理しなければいけないということがある。そういったところで苦勞されたことについて、何かこの機会にお話しただけるところがあればと思いますが、4番の方は情報量が多いということだったり苦勞されたことがありますでしょうか。

【4番】

私が担当した事案では、メールの量は多くはありませんでした。かなり精査されて出されてきたのかなというふうには取ることができました。ただ、先ほど3番の方がおっしゃったように、メールの内容は恐らく翻訳ソフトを使われているのだらうと思います。その中で、おかしいなと思うところがあったりすることも事実かと思っています。短く切り取られたメールの中で判断するにあたって、我々で状況を把握するには少し足りないかなという意見が出たこともありました。メールがずっと羅列して並んでいるのですが、途中が空いていて、その後のメールを見たときに、ここでなぜこういうふうにつながるのかな、ちょっとこれだと辻褃が合わないよねというところで理解に苦しんだところがあったのも事実です。情報量が多い、少ない、確かにいろんな場面があり、それを選定される方々の苦勞があることも十分承知していますが、我々としてはメールから背景を理解していくところで難しい部分がある

【機密性 2】

のかなと、メールの量が多いか少ないかによっても変わるのではないかなという感じはします。

【司会者】

ありがとうございます。4番の方としては、精査されて、必要なものに厳選されているという印象をお受けになったようですが、取調べに要した時間や量について参考までに伺うと、どのくらいのボリュームだったのでしょうか。

【4番】

正確には覚えていませんが、確か二、三枚程度だったかと思います。ただ、事件の内容に結び付けていくための経過というところを考えるための一つの材料となるのはまず間違いないと思って、それを経て事件を引き起こしたということになりますので、その部分が一つずつ経過として追っていけるような形でお出しいただけると、量の多い少ないはあると思いますが、つながっていくのではないかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。3番の方は、多かったというボリュームを表現すると、調べに要した時間や、もし何かしらペーパーを御覧になっているのであれば枚数というところどのくらいになるのでしょうか。

【3番】

メッセージのやり取りは、ステープラ止めの冊子として配布してもらったのですが、大体、一、二センチぐらいはあって、裏表結構びっしり書いてありました。でも、通し番号が全部の会話に振ってあったので、めくるのは大変でしたが、量の割にはそれほど混乱もありませんでした。ただ、先ほどもあったように、時系列がめちゃくちゃになるということはあるとあって、あの話はこの話より後だったか先だったか分からなくなって、みんなでパラパラめくり直して確認するという作業で、割と時間は要しました。

【司会者】

【機密性 2】

どうもありがとうございます。他に、メールのことで何かお話しいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようでしたら、続いてのテーマに移らせていただきたいと思います。皆様に今日お集まりいただきましたのは、通訳を要する事件の審理ということでいろいろ御意見を伺って、検察官、弁護士、そして裁判所において、皆様の御意見を今後活かしてより良い審理をするというために、こういった機会を設けたわけですが、やはり特に大きなところは直接被告人から話を聞く被告人質問という手続になると思います。

ここで既に幾つか問題点の指摘もありましたが、例えば貨幣価値や文化的な背景などがうまく分からないと、どのように判断していけばいいのかという問題もありますし、また、通訳人を介すると、表情とか言葉の置き換えの問題、本人はもっと感情を込めて言っているところが、どうしても通訳人がいると平易な言葉になってしまうようなところもあるのではないかとといった問題の指摘もあったかと思えます。

そのような中で、実際に被告人から話を聞き出す作業は、我々法律家にとっても非常に難しいところであると思えます。そういう意味では、検察官、弁護士も大変関心が高いところかと思えますので、いろいろ問題意識があれば随時裁判員の方に質問をしていただいてよろしいかと思えます。

まず、皆様、被告人質問を聞かれていかがでしたでしょうか。皆様に担当していただいた審理の予定表を見ますと、少なくとも丸一日、あるいは一日半と、日をまたいで被告人の話を聞いたというような予定になっているものがほとんどであったかと思えますので、こういった中で被告人の話を聞いて、よく話の内容が分かった、この事件についてよく分かったという感じになったのか、聞けば聞くほど分からなくなってしまう、あるいは、本当はこういったところをもっと聞いておいた方が良かったのではないか、あるいは、検察官、弁護士がこういったところについて聞き出しておくべきだったのではないかなど、どのような観点でも結構ですので、何かお気づきの点や問題意識を持っておられたということがもしありましたら、お話

【機密性 2】

しただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

だいぶ長くて疲れたという方はいらっしゃいますでしょうか。ほとんど一日中、人の話を聞いているという経験は、社会生活の中でないのではないのかなと思います。すが、いかがでしょうか。先ほど少し出ていたのは、ハンガリー語という珍しい言語についてお話をされてて、いろいろ大変だったのかなとも窺えたのですが、その辺りで何かお話いただけますでしょうか。

【6番】

ハンガリー語で被告人が話していたのですが、通訳人も少し声が小さめだったこともあって、何を言っているのかなと思いましたし、ボソボソと話をしている正直なところ少し眠くなったりもしていました。英語であれば、少し知っている単語があれば反応できるのですが、ハンガリー語は何も分からなくて、本当にBGMのような感じになってしまって、理解しようと思っはいるのですが、分からない言葉と音量もちょっと眠気を誘うような感じになっていたことがありました。もし英語であれば、もう少し分かる場所があったのかなとは、ハンガリー語を聞いていて思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

我々も、やはり眠くなるようなやり方はうまくないのではないかなと思いますので、皆様に集中していただくにはどうしたらいいかと思うところがあります。通訳人は感情的に通訳するわけではなく、正確に言葉を置き換えるだけですので、そういった話が非常に長い間続くと、どうしても集中力が途切れてくる、これは仕方ないことなのかなと思う半面、そうであるからこそ、我々で工夫しなければいけないところがあるのではないかというような問題意識を持っているところになります。

6番の方に伺いましたので、同じ事件を担当された5番の方はいかがでしょうか。

【5番】

6番の方と同じ感じで、本当に午後は睡魔との闘いだったということを思い出し

【機密性 2】

ました。

【司会者】

ありがとうございます。やはり午後の睡魔というのは人に等しく訪れるもので、皆様、そういったところと闘いながら職務をしていただいているということだと思います。

他の方はいかがでしょうか。7番の方、伺いできますでしょうか。

【7番】

検察官がパワーポイントで取調べ結果をスクリーンに映してくださり、非常に分かりやすかったのですが、その中の一部に被告人との取調べ中のやり取りが日本語で出てきて、それを公判中に被告人に確認すると、私はそんなこと言っていないという場面が結構ありました。何を信じたらいいのかなというようなことが結構あった記憶があります。そのときに、検察官が取り調べているときの様子を全部ビデオに録画して、公判中に全部映すのは、現実的ではないとは思いますが、違うと言ったけど、こう言ってましたよねと、会話の一部だけでも見られるようにするといったやり方もあるのかなとはちょっと思いました。

私が担当した案件が終わった後に、別の、同じ麻薬の案件の裁判を見学させていただいたのですが、だいぶ若い女性の方が、家が貧しくてたまたまやってしまったと、すごく反省されていました。被告人は泣いてしまって、通訳人ももらい泣きしながら通訳しているという案件だったのですが、私はやっていないという主張は被告人にあまり、印象が薄いといいますか、検察の資料でもあるのですが、組織的犯罪にたまたまだまされてやってしまったというようなところもあるような感じだったので、そういうところが、組織的犯罪になってしまうと、本人の私はやっていないという主張が薄くなってしまわないかなと、御本人も高齢だったということも正直あるのかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。被告人から話を聞く時間がたっぷりあったという感じで

【機密性 2】

しょうか。

【7番】

ずっと聞いていたという印象はあまりないのですが、どちらかというところ、検察官や弁護人がしゃべっている時間の方が多いかなという感じでした。

【司会者】

先ほどの、検察官からこう言ってましたよねということを示されてというお話は、いわゆる捜査段階で本人が話した内容が検察官から被告人に示されて、あなたはこう言ってましたがというようなやり取りがあったということですね。

【7番】

パワーポイントでテキストに起こしたものを映して説明されていました。

【司会者】

最終的に真相はどうであったかというところが難しいようでしたが、こういったやり取りがされているかということは、法廷でお分かりになったわけでしょうか。例えば、今、何を問題とされて聞かれているのか、あなたはこういったことを捜査のときに言ったのに、なぜ今は違うことを言うのかというようなことを恐らく聞かれているのだと思いますが、検察官の言いたいこと、それから、被告人の答えたいことは、法廷でこういったことが今行われているのかということ、よくお分かりになったということになりますでしょうか。

【7番】

私は分かりました。ただ、被告人と検察官の意識がずれて、公判のときだったかということと、そこはずれて、そのときもずれていたというところで、それ以上の議論はそこではなかったです。

【司会者】

8番の方も、被告人から話を引き出すところ、被告人質問のところ、何かお気付きの点、あるいは分かりにくかったというような点や、よく分かった点などで、もし御記憶があれば教えていただきたいと思うのですが、先ほど、弁護人と被告人と

【機密性 2】

の間での意思疎通が必ずしも十分ではなかったのではないかというような視点をおっしゃっていましたが、それはどういったところに現れていたのでしょうか。被告人質問のところに現れていましたでしょうか。

【8番】

被告人質問のところで、恐らくそこまでは言わないでほしいようなことを被告人が韓国語で立て続けに言うと、それを通訳人が全部訳さなくてはいけなくて、訳してしまうと弁護人の思うように進まなくなってしまうというような印象をすごく受けました。

被告人はすごく声が小さくて、裁判長から大きな声でという言葉かけがあったり、通訳人はシャキシャキと言うので、その印象の違いが汲み取りづらかった点かなと思いました。

【司会者】

実際、そのときに被告人の言っていること、言いたいことというのは、ちゃんと裁判員の方には伝わっているのでしょうか。

【8番】

評議のときにみんなで話して、そういうことだったのかねというような話にはなりましたが、そのときに伝わっていたかどうかはちょっと自信がないです。

【司会者】

ありがとうございます。そういった感想が出るということは、そのときは必ずしも聞かれたことをその場で理解したり、心証が取れているわけではなくて、後で話し合いのときに振り返ってみて、こういうことだったのかなというようなことだったという感じでしょうか。

もしそのときに分かるようにするにはどうしていただらいいのかというようなことについては何か妙案はございますでしょうか。

【8番】

妙案はすぐには分からないですね。

【機密性 2】

【司会者】

後で振り返ってみて、こういうことを言いたかったのかなというふうになるのは、弁護士の質問に対して、被告人がいっぱいしゃべってしまって、消化しきれなくなってしまうというような感じでしょうか。だから、ある程度、質問で聞いたことと答えが噛み合っていて、しゃべる量もある程度コントロールをしないと、なかなか聞いている方には伝わりにくいという問題でしょうか。

【8番】

質問に対しての答えを先にするようにという発言を、何度か裁判官がされていたので、そこはそうですね、難しいところだったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

1番の方、大量のメールが調べられたということでしたが、恐らく、被告人に直接投げられたりもされて、被告人から聞く話自体も結構長かったということになるのではないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【1番】

大量というか、多いというような印象ではありましたが、自分の裁判に関しては、まず事実関係など、証人に聞いたり、背景とか、そういうものに関しては裁判官からも出ていたと思います。

あとは、被告人が感情などをあまり出さないような人だったので、最後に出てきても、最後の供述の部分と判決文を言い渡しているときに、感情が出てきたような、そういったような動きでしたね。

感情とか、そういった話が出てくると、先ほどの通訳者の方二人など、確かに複数人で、お互いに齟齬がないか、そういう点に関して感情面に関してはどちらが近いとか、そういったことが見られたら、確かに分かりやすいのかなとは思いますが。

【司会者】

ありがとうございます。2番の方もお願いできますでしょうか。

【機密性 2】

【2番】

今すぐにどうやったらいいかというのはなかなか思い浮かばないですが、先ほどおっしゃられていたように、例えば弁護人側の通訳人、検察官側の通訳人のように付いてたら、それはそれでやりやすいのかなとも思ったりしました。

【司会者】

ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

私の場合は、被告人質問はそれほど分かりにくく感じた部分は特になくて、裁判中も裁判長から、通訳人を介すので、一文一文、短めの質問でお願いしますという指示があったので、検察官も弁護人もそれに則って短めに質問されていたので、そのことでこちらも理解しやすい言葉になっていたので、聞きやすかったなどは思っています。

被告人が何を言っているかは分からないなりに、やはり被告人の人となりが一番見えやすいのが被告人質問のところだなと思います。すごく印象に残っているのが、弁護人からの質問のときには、被告人は結構涙ながらにしおらしく答えていたのに、検察官からの質問のときには、割とふんぞり返った態度で、ちょっと怒っているような感じになっていたので、そういったところからも判断できる部分、感じるものがありました。

【司会者】

ありがとうございます。直接、被告人から話を聞くという手続の中では、その人が話す言語自体は分からないながらも、やはり人となりなど、見えてくるものがあるということですね。そういった意味では、やはり、検察官、弁護人は力を入れるところということになるのかなと思います。

それでは、4番の方、お願いできますでしょうか。

【4番】

私の場合は、韓国の方でした。被告人質問が二日目に実施され、朝から夕方まで

【機密性 2】

関わりました。皆様がおっしゃられているように、被告人の表情が、年配者ということもありまして、あまり表に出てこない。その上で、それに関して通訳があつて、その表情と通訳された内容を我々の頭の中で結び付けていけるのか、そういったところに少し苦労したかなとは思いますが。それは他の同席した裁判員の方も同じようなことを評議の中で話しておられたので、よく覚えております。

質問のときに、検察官の声がちょっと小さくて我々は上段の方で聞いていたのですが、私からは対角線になる場所で聞き取りにくかったなということがありました。

その中で、先ほどもどなたかがおっしゃっていましたが、お昼の楽しい時間が過ぎて、非常に闘わなければならない時間がありました。お昼は、裁判長、裁判官と有意義に過ごさせていただいたので、その後の被告人質問は、非常につらかったことを覚えております。

その中でも、通訳されているところで、客観的な事実と矛盾していないか、他の証拠があるのか、それから、発見者の証言との矛盾がないか、あとは論理的に飛躍していないか、曖昧な表現や多義的な表現が使われていないかというところに結構みんなで集中した記憶があるので、午後は睡魔はもちろんありましたが、みんなでメモを取りながらやったことを非常に覚えております。評議のときには、それを持ち寄って、それぞれ書いた内容や意見などを照らし合わせて、事件の全容について理解してきたかなというところがあります。

質問の内容と若干それてしまっているかもしれませんが、法廷の場では少し分かりにくいなと思った部分があつたのは事実だと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

今の4番の方のお話ですと、この人から何を聞くのか、どういった観点に着目したらいいのかというような意識付けがあると、集中力が途切れることを防止できると、そのような感じでしょうか。

【4番】

【機密性 2】

はい、そのとおりだと思います。ある程度、中立的な立場で物事を聞いていくためには、何を目的とするかというところを目標にして今回は臨んだというところがあるのは事実だと思います。

【司会者】

逆にいうと、午後の時間でなくても、何をこの人から聞くのか、何がテーマになっているのか、我々はこういったところに着目していかなければいけないのかということが分からないと、非常に集中できないというようなことにもなる、ということになりますでしょうか。

今、被告人質問での皆様の体験、それから体験を通じた上での問題点や感想などを述べていただいて、検察官や弁護人としても、人から話を聞き出す、また外国語を使う人から話を聞き出すというところに非常に難しいところはあるのかなと思いますが、裁判員の方に何かこういった点をお尋ねになりたいというところがあればお願いします。

【初沢検察官】

今出ているところとも少し重なるかもしれませんが、漠然としているので、もしあればという形で結構なのですが、どうしても通訳人を挟んだ被告人質問になると、それ自体で少し分かりづらい面が出てきてしまったりというところがあるとは思いますが、通訳の問題というよりも、聞いている人間の聞き方ややり方に少し問題があるのではないかと、検察官はこういうふうに聞いてくれたら、こういうふうにやってくれたら、もう少し聞いていて分かりやすかったのではないかと、何か改善点のようなものがもしありましたら、教えていただきたいなと思います。

【司会者】

いかがでしょうか。先ほど、3番の方から、裁判長から文章を短く区切ってという指示があったというような話がありました。あと、検察官の声が小さくて分かりづらかったという話も出ていたかと思います。そういったところで、更にお話しただけのところがあればと思いますが、いかがでしょうか。

【機密性 2】

【3番】

特に検察官や弁護人の質問の仕方が悪いなどは思わなかったので、特に思いつかないです。

【司会者】

ありがとうございます。裁判長から一つの話は短くという話があったというのは、別に長く言ったようなことがあって分かりにくかったから言ったのではなくて、最初からそういった指示でずっと被告人質問が進んでいったと、このような感じでしょうか。

【3番】

はい。被告人質問に入るときに、最初に裁判長がおっしゃった感じです。

【司会者】

ありがとうございます。

他に、例えば検察官ではなくても、弁護人のことでもかまいませんが、こういうふうに聞いてくれたら分かりやすかったのにということがありましたら、いかがでしょうか。

先ほど、8番の方が、弁護人の質問に対して被告人が、質問に対して答えるというより、いっぱいしゃべったりするというようなことをおっしゃられていました。これは、質問する弁護人がうまく整理しないのでしょうか。

【8番】

整理されていたのかもしれないですが、恐らく思うように進んでいないのではないかと、こちらから見てもそう思うような感じでした。弁護人が苛立っているというか、弁護する側なのにとこちらが少し心配になるような質問の仕方を被告人にしていたのが印象的でした。もう誰も助けてくれないというような、被告人が一人になってしまっているような印象を受けるくらい、弁護人の方が、コミュニケーションが取れていなかったというか、かわいそうな印象を受けてしまう感じでした。

【司会者】

【機密性2】

もし御記憶がありましたら、具体的にそれはどういったやり取りに現れているのでしょうか。例えばこういった聞き方をしていた、被告人がこういった反応だったというようなところについて、何か御記憶などありますでしょうか。

【8番】

細かくは覚えていないのですが、弁護する側なのに、導きたい方向に導けていなかったというか、そんな印象でした。

【司会者】

それは、逆にいうと、弁護人がどうしたいのか、何を目指して、どういったところに到達したくて、被告人から話を聞いているのかという点あまり見えていないということになるのでしょうか。今、被告人に、何のためにこの質問をしているのだろうか、この質問の先にどうしたいのだろうかという点が、あまり裁判員には伝わってなかったということになるのでしょうか。

【8番】

弁論メモのようなものがあって、やっと分かるという感じでした。

【司会者】

そこは、先ほど4番の方がおっしゃられていた、テーマだったり、何を指して質問をしているのか、着目点がどういったところにあって、今このやり取りをしているのかということが分からないと、なかなか頭に入ってこないというようなお話にも通じまずでしょうか。

弁護人から、何か裁判員の方にお尋ねになることはありますでしょうか。今、弁護人の話が出ましたが、検察官、弁護人共通で、やはりテーマというか、何を指しているのかが分からないと、なかなか聞いている方からすると心証を取りづらい、あるいはそのところが話の内容がすんなり入ってこないというような御指摘なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【石川弁護士】

テーマからずれてしまうかなと思うのですが、私が裁判員の方に被告人質問の関

【機密性2】

係でお尋ねしたかったことは、表情の話を先ほど結構されていらっしやった方がいたと思います。皆様の裁判はコロナ禍の前だったと思われるので、マスクなどはしていらっしやらなかったのではないかと推察しますが、最近行っている裁判員裁判では、このような形でマスクをしていることが多くて、ただ、表情が見えるように透明なものを被告人質問の際には使ってもらったりするようなこともあります。やはり、特に通訳事件で本人が話したことと、タイムラグが生じるような場合には、より一層顔が見えるように、そういった透明なマスクなどを使った方がいいと思われるのかなということが、私が被告人質問に関連してお尋ねしたいことでした。

今のお話のテーマは内容に絞ってというようなお話だったかと思います。8番の方の事件で、結果的に弁論まで聞いたら分かったということでしたので、ちゃんと弁論で回収できたということであれば、しかも、この事件は最終的に無罪になったということでしたので、結果的には成功だったともいえるのかなという感じで、なかなか被告人質問がうまく行ったかどうか、結論と結び付かないものだなということでお伺いしていました。

実際には、準備の段階で、ここではこのようなテーマで聞こうということは、こちら側として準備して進めていくところなのですが、こちらから誘導して答えを言って質問に答えてもらうわけにはなかなか行かず、本人からちゃんと答えの内容を引き出すために、オープンに聞くようなことを心がけております。そうすると、結果的に皆様からすると、何の話をしているのか分かりづらいというのはやはりどうしても出てきてしまうのかなと思います。その辺りについて、より一層練る必要があるのかなと、個人的な感想ではありますがそのように思いました。

【司会者】

弁護人から感想ということでお話を伺いました。

最初に冒頭陳述というのが行われますが、この事件で、何が問題になっているのかということが、本来的にはその段階で裁判員の皆様に伝わることとなります。この事件はどういった問題があるのだろうか、どういったところに着目したらいいの

【機密性 2】

だろうかということが伝わっているのであれば、その後に行われる証拠調べでは、そういったところを見ていけばいいのかということにつながって、最終的にその証拠の中からこういったことなのかということを経験でどんどん心証を取っていただく。これがある意味では理想的な形なのかもしれないと思います。

ただ、結局、やっている最中に、これが何のためにやっている証拠調べなのだろうかということが分からなくなってしまうことがあるということだったときには、これはどうしたらいいのかというようなことで、例えばテーマであるとか、この人から何を引き出したいのだろうかというところは、被告人質問の前に一度アナウンスするという方法がありますでしょうか。

皆様は冒頭陳述というのを聞かれると思います。そうすると、この事件はこういった事件で、それぞれ、検察官、弁護人の事件の見立てが述べられます。そして、それぞれがこの点を問題視しているということで、争点といいますか、検察官の考え方、弁護人の考え方がそうだとすると、この事件はどこに注目していけばいいのかということが、本来的にはその段階で明らかになると思います。その上で皆様に証拠を見ていただくので、その観点で証拠を見ていただくことによって、争点についてどのように考えるかということを経験でどんどん頭の中に御自身の心証を作っていくっておられる。このようなことが本来的に理想的な形として予定されているのかと思います。ただ、そうすると、仮にやっていることが分からないというようなことになるような場面があったとしたら、冒頭陳述のやり方を工夫したらいいのか、あるいは冒頭陳述は冒頭陳述として、ずっと持続してテーマが分かるためには、もう一つどこかの段階で注意的にこの証拠についてはこういったところを見るためにやっている証拠調べであるということを皆様にアナウンスした方がいいのか、いろんなやり方があるように思うのですが、何かこの点について皆様でお考えになるようなところがあれば、いかがでしょうか。

被告人質問をやっている途中で何を聞いているのか分からなくなってしまうということはありませんでしたでしょうか。1番の方、そういうことはありました

【機密性2】

でしょうか。

【1番】

正直な印象として、話を聞いていくと弁護人の言っていることがどこをどういうふうに弁護しているのか、今一つ分からないということがありましたね。結局、内容が、検察官の方からこういう状況とか、そういうような状況とか、内容などからこうに違いないという話を出していて、弁護人の方の争点の資料はもらってはいて、箇条書きで1から9まで書かれてはいるのですが、不自然ではないこととか、そういったような感じのLINEとかで何となく分かっていたようなところについて、結局、この質問は確かにこの部分でここに関わってくるとか、そういうことが確かに分かるのは、弁護人はこういったことを意図して聞いている、それに対して被告人はどうなんだというふうに見えると、確かにやりやすいのではないかなということと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

もし裁判官からも何か裁判員の方にこの機会に聞いてみたいということがありましたら、いかがでしょうか。

【山田裁判官】

若干別のトピックになってしまうのですが、文化的な背景や社会的な背景が分からないというところがネックになったというお話も、6番の方から出ていたと思いますが、これをもう少し分かるようにするには、例えば証拠にもう少し盛り込むとか、被告人質問でもう少し生活状況や社会の様子などを出してもらおうといった方法があり得るかなと思うのですが、被告人質問であまりそこは十分出ていなかったということでしょうか。

【6番】

今、思い出したのですが、弁護人側が被告人はずっと自国では普通に生活をしていたので、こういった犯罪に手を染める理由はないというようなことを言い切った

【機密性 2】

のですが、でも、果たして何が証拠になってそれを言い切ったのかなということは、冒頭陳述のメモなのでそのときは分かりませんでした。検察官側は、いろいろ生活に困っていて、こういったことに手を出したというようなところを確か言っていたのですが、その意見の食い違いというところのすり合わせのようなことを被告人に聞いたときに、それを裏付けるものがやはりよく分からなかったところがありました。

被告人が普通に生活できていたといえ、そうなのかもしれないですが、でも、うそで言っている場合もあるかもしれないしと思ったりもしたので、これぐらいこの人は稼いでいたけど、その国ではどれくらいが普通であるとか、そういったことも少し入れてもらえたら、比較対照ができて分かりやすくなったかなというふうには思いました。

【司会者】

検察官や弁護人が主張するときに、この人はこういった国の人だから日本人とは違うんですよというような視点があればと、もし必要であればやはり被告人の話なり、何か材料があった方が自信を持って判断できたと、こういった感じでしょうか。

【6番】

何となくハンガリーの話と身の上話のようなものは入っていて、そこで、弁護人は生活に困っていないようなことを言っていたのですが、やはり日本人目線で、私目線でいうと、ちょっと困っていたからこういったことになったのかなと推測した上で聞いていました。そこを、確信を持ってこうであるというようなものはあまりなかったような気がするので、その辺が明確になれば、答えというか、考え方も導きやすくなるのではないかなということは思いました。

【司会者】

他の方はどうでしょうか。要するに、そういった人の背景的なものというのは、もう少し分かった方が良かったというような、こんな感想をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。もし仮にそうだとしたら、こういった形で、どんなところが

【機密性 2】

出てきたらいいのかというところも、もし御意見があれば、伺えるとありがたいと思います。

あるいは、こういった聞き方はどうでしょうか。日本人である自分が、その自分の感覚でやって本当に大丈夫なのだろうか、この人は外国人だけれども、もう少しこういったことがあったということを見て、判断すべきではないか、あるいは、こういったことがあった方が、より確実に自分が安心して判断できるというようなものがあつたのかどうか、そういったところはいかがでしょうか。

4番の方、お願いできますでしょうか。

【4番】

今の質問に当てはまるかどうか少し疑問もあるのですが、反対に、被告人が日本の文化をどれだけ知っているのかなというところ、理解しているのかなと思います。例えば、某国では何かあると死刑になるなど、安易に死刑判決が出てしまうというような国があることも事実です。被告人自身が日本の文化をどれだけ理解して、そこで犯罪を犯しているのかというところを、反対に聞いてみたいなというところもあつたのは事実だと思います。

【司会者】

例えば、その場面は刑を決めるということが出てきますでしょうか。

【4番】

そうですね。刑も含めて、責任の重大さということをどれだけ理解しているかというところでは、これは、日本の中での裁判ですので、日本の中で裁きを受けるわけですね。自国であれば死刑になるところをこの国だと懲役何年という形になっている、それをどれだけ理解しているのか。日本の文化をどれだけ理解して、日本に来日しているのか。これは、我々日本人が海外へ行っても、そこの国の文化をある程度知った上で旅行だったり、生活だったりしているのかなとは思いますが。

【司会者】

ありがとうございます。なかなか難しい問題で、外国人が被告人である、外国人

【機密性 2】

を裁かなければいけないというところの原理的、根本的な問題のような感じもいたします。

この辺りで、検察官、弁護人側でこういった観点で工夫しておられるという点がもしありましたら、お尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

【石川弁護士】

先ほどからハンガリーの話かと思いますが、事案に応じて被告人質問の中で適宜、通常の方はどのような生活をしているのかということが話の中でもっと聞きたかったという話があったと思います。そういった一般論になってしまうことを被告人質問の中で被告人に語らせていいのかということはあると思いますが、語ってもらうこともあるかと思いますが、あとは必要であれば事前にホームページや大使館などの、そういった資料などで現地の暮らしなどを証拠化して出すような事件も中にはあったりはすると思います。

ただ、どれだけ今回の事件と関係して、必要な証拠といえるのかというところと、場合によっては、検察官の同意が得られないような証拠も、もちろんホームページなどであればあるかなとは思いますが、その辺りで、各事件において、弁護人が取捨選択してできる限り被告人質問の話でやるということを選択しているのか、あるいは検察官の同意が得られれば、適宜そういった証拠を出している、そういった事件もあるのではないかと考えます。

【司会者】

ありがとうございます。

検察官、弁護人の方で、何か、ここだけは裁判員の方に是非ともこの機会に聞いておきたいというところがあれば、いかがでしょうか。

【坂室検察官】

先ほど、被告人質問では何を聞くのか明確にしてほしいというようなテーマについてお話があったと思いますが、被告人質問では、弁護人からは大体こういったことを聞きますということで箇条書きの質問事項書が皆様のお手元に配られて、それ

【機密性 2】

に沿って弁護人が聞いていると思いますが、検察官については恐らくほとんどそういった質問事項書のようなものは事前に配らず、弁護人の主尋問の内容を含めて、これを聞きます、あれを聞きますという形で進めていくのかなと思います。

ただ、それだと、恐らく検察官の質問の意図や、検察官の質問を消化していただくのにどのくらい掛かるかなど、その辺が少し見えにくいのかなという問題意識があります。

これはちょっと事案によりけりで、実際にすべての事案でできるかどうかは分からないのですが、検察官において反対尋問する前に、箇条書きの質問事項書を作って、皆様にお配りしたら、それがどれだけ皆様の理解の助けになるか、それを是非忌憚のない御意見をいただきたいなと思っております。

【司会者】

ありがとうございます。他に何かお尋ねになりたいことや質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

あと、今後の我々のために、アドバイスなり、何か御意見をいただけるとありがたいのですが、どなたか、いかがでしょうか。何か我々がこういったところを気を付けた方がいい、こういったところをこうした方がいいというところがありましたら、お願いいたします。

【8番】

先ほど弁護士から表情の話があって、透明なマスクという話があったと思いますが、やはり透明なマスクで、顔全体が見えた方が、表情が見えた方がいいのかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

皆様から貴重な御意見を伺ったのですが、本当にお忙しい中、皆様には御参加いただきまして、ありがとうございます。皆様から本日伺いましたお話については、決して無駄にしないと、私どもで真摯に受け止めまして、またそれぞれ裁判所でも、

【機密性 2】

検察庁，弁護士会でも持ち帰って，これを今後の裁判に活かすべく努力したいと思
います。皆様の御意見を決して無駄にせず，更に良い裁判をするために活かしてい
きたいということをお誓いをして，本日の終わりの挨拶とさ
せていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上